

令和6年度スマート公園岸和田アクションプラン策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

岸和田市

## 1. 目的

本要領は、市民の身近なオープンスペースとして市民活動や憩いの場、災害時の避難場所など豊かな地域づくりや活性化に寄与するなど公園本来の機能を発揮できるように「岸和田市みどりの基本計画」に基づくマネジメント方針となる「スマート公園岸和田アクションプラン」の策定に必要となる各種検討事項の支援業務委託に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 事業概要

- (1) 業務名 令和6年度スマート公園岸和田アクションプラン策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度スマート公園岸和田アクションプラン策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3. 業務委託金額

委託料の上限は6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 4. スケジュール

スケジュールの項目	日程
ア. 募集開始日（実施要領配布）	令和6年4月30日（火）
イ. 参加申込書の提出期間	令和6年4月30日（火）から 令和6年5月17日（金）17時まで
ウ. 質問書の提出期間	令和6年4月30日（火）から 令和6年5月13日（月）17時まで
エ. 質問書への回答	令和6年5月15日（水）17時まで
オ. 一次選定結果通知	令和6年5月24日（金）
カ. 企画提案書類の提出期限	令和6年5月30日（木）17時まで
キ. プレゼンテーション実施期間	令和6年6月3日（月）
ク. 選考委員会	令和6年6月中旬（予定）
ケ. 最終選定結果通知予定日	令和6年6月下旬（予定）
コ. 契約予定日	令和6年7月上旬（予定）

## 5. 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）

第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、その限りでない。
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中にあるものでないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 本業務と同種業務を受託または自ら実施した実績があること。

## 6. 実施要領、業務委託仕様書等の配布について

### (1) 配布（公開）期間

令和 6 年 4 月 30 日（火）から令和 6 年 5 月 30 日（木）17 時まで

### (2) 配布方法

実施要領及び業務委託仕様書等は、岸和田市建設部水とみどり課のホームページにて公開する。

## 7. 参加申込書の提出等について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び業務委託仕様書及び岸和田

市財務規則（平成9年度規則第11号）等を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. 参加申込書類（各1部）

番号	書類名
(ア)	参加申込書【様式1】
(イ)	法人等概要書【様式2】
(ウ)	法人の登記事項証明書
(エ)	法人税、消費税・地方消費税の納税証明書
(オ)	法人市民税の完納証明書（市内に事業所を有する場合）
(カ)	業務実績調書【様式3】
(キ)	岸和田市発注業務受託の実績【様式4】
(ク)	業務実施体制【様式5】
(ケ)	配置予定技術者（主任技術者）経歴等【様式6】
(コ)	誓約書【様式7】

※(ウ)(エ)及び(オ)は、発行日より3か月以内のものは写し可。また、令和3年度岸和田市指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、(ウ)(エ)(オ)及び(コ)の提出は不要とする。

イ. 企画提案書類（正本1部、副本9部）

番号	書類名
(ア)	企画提案書（提出用表紙）【様式8】 正本のみ
(イ)	企画提案書【任意様式】
(ウ)	見積書【任意様式】

※副本には法人名及び提案者が特定又は識別できる商標、記号等を記載しないこと。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア. 提出期限

(ア) 参加申込書類：令和6年5月17日（金）17時まで

(イ) 企画提案書類：令和6年5月30日（木）17時まで

（ただし、土日、休日及び祝日を除く。）

※直接持参の場合は、開庁日の9時から17時までとする。ただし、正午から12時45分を除く。

イ. 提出方法

提出書類は、提出期限までに直接持参又は、郵送（必着）により提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録」とすること。

（提出又は送付先）

岸和田市 建設部 水とみどり課 管理担当（事務局）

住所：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話：072-423-9579（直通）

FAX：072-423-7239

電子メール：mizutomidori@city.kishiwada.osaka.jp

## 8. 企画提案にかかる質問及び回答について

### （1）質問の受付

本件提案に対する質問は、質問票（様式9）により令和6年5月13日

（月）17時までに直接持参または、電子メールにて提出しなければならない。

### （2）質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、一括して質問回答書として取りまとめ、本市ウェブサイトでその内容を公表する。なお、質問者を含む個別には回答しない。

## 9. 企画提案書の作成方法について

企画提案書については、別紙「令和6年度スマート公園岸和田アクションプラン策定業務委託仕様書」に基づき、以下の点について注意して作成すること。

### （1）企画提案書作成時の注意事項

ア. 企画提案書の様式は、日本産業規格A4縦型サイズのファイルに書類番号順に綴じ、インデックスを付け提出すること。また、A3サイズの場合は、折りたたんで綴じること。なお、全体でA4用紙15枚程度にまとめること（A3用紙は1枚に換算する）。両面印刷は不可とする。

イ. 提出部数は、次のとおりとする

- ・参加申込書類 正本1部（原本、記名、押印したもの）
  - ・企画提案書類 正本1部（原本、記名、押印したもの）、副本9部（原本の写し）
- ※副本は、審査に使用するため、提案者が判別できる社名等を記載しないこと（全て黒く塗りつぶすなどでも可）。

ウ. 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

### （2）見積書作成にあたっての注意事項

ア. 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とすること。

イ. 消費税及び地方消費税として、見積金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

ウ. 見積にあたっては、委託料の上限額を超えないこと。

### （3）その他

ア. 提出書類については岸和田市に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却はしない。

- イ. 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ウ. 受付後の提出書類の差替え等は認めない。
- エ. 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類一式を無効とする。
- オ. 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- カ. 岸和田市が必要と認める追加資料の提出に応じること。

## 10. 評価方法等

### (1) 選定委員会について

提出された企画提案書等を基に受託候補者の選定を行うため、建設部長、まちづくり推進部長、スポーツ振興課課長及び水とみどり課長の4名をもって構成する受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。なお、選定委員会は非公開とする。

### (2) 選定方法について

本プロポーザルは、参加申込書類による審査、選定（以下「1次選定」という。）と、企画提案書類及び提案説明（プレゼンテーション）に基づいた選定（以下「2次選定」という。）の2段階方式で行うものとする。

### (3) 評価方法

事項に定める評価基準に基づき、1次選定では、事務局にて参加申込書類から業務実施面について、2次選定では、選定委員会において1次選定結果に加え、企画提案書類及びプレゼンテーションから企画提案面及び経費について評価する。また、当該選定に際し、岸和田市緑地保全等審議会からの助言を受け、評価するものとする。

### (4) 評価基準

#### ア. 配点

#### (ア) 業務実施面【計 25 点】

- a. 業務遂行能力 (10点)
- b. 業務実績（岸和田市における実績を含む） (10点)
- c. 業務実施体制 (5点)

#### (イ) 企画提案面【計 65 点】

- a. 取組方針 (10点)
- b. 実施手順 (5点)
- c. 提案内容の的確性 (20点)
- d. 提案内容の実現性 (20点)
- e. 提案力 (10点)

#### (ウ) 経費【計 10 点】

- a. 経費見積 (10点)

## イ. 得点基準

### (ア) 得点基準

10点：優れている

8点：やや優れている

6点：標準（最低基準レベル）

4点：やや劣っている

2点：劣っている

（20点満点の項目は得点を2倍、5点満点の項目は得点を半分とする。）

### (イ) 候補者の選定基準

全委員の合計得点が240点未満の場合は、適切な提案と認めず、当該提案者を候補者としな

## (5) 参加申込書類による一次選定

参加申込者が5者以上の場合、業務実施面について評価基準に基づき評価を行い、評価点の合計が評価点上限の合計点の60%（以下「1次選定基準点」という。）以上の上位4者を2次候補者とする（ただし、評価点の合計が同点であることにより、4者を超える場合はこの限りでない。）。なお、参加申込者が4者以下の場合であっても、評価の結果において1次選定基準点以上のとき、当該参加申込者を2次選定候補者とする。ただし、参加申込者全員が1次選定基準点未満の場合、又は参加申込者が無い場合は当該なしとする。

一次選定の結果については、参加申込者に文書にて通知するものとし、電話等による問合せには応じない。

## (6) 企画提案書のプレゼンテーション

### ア. 開催日時及び開催場所

(ア) 令和6年6月3日（月）

(イ) 詳細な日時及び開催場所については、後日2次選定候補者に通知するものとする。

### イ. 企画提案の所要時間（予定）

(ア) プレゼンテーション 20分

(イ) 選定委員会及び岸和田市緑地保全等審議会各委員からの質疑 10分程度

### ウ. 注意事項

(ア) 各提案者のプレゼンテーションの実施日時は、後日通知するものとする。

(イ) プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。

(ウ) プレゼンテーションには、受託後配置する管理技術者からの説明とすること。

ただし、プレゼンテーションの出席者は各提案者とも、本件担当者となる者のうち、3名以内とする。

(エ) プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーン

に投影して説明を行う事ができることとする。ただし、本市で用意する機材は次のとおりとする。なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者においてコンピューター等必要な機材を用意、持参すること。

- ・プロジェクター
- ・スクリーン
- ・延長電源ケーブル
- ・HDMI ケーブル

#### (7) 契約交渉の相手方の選定（2次選定）

選定委員会において、評価基準に基づき評価を行い、各委員の評価点の合計平均が評価点上限の合計点の60%（以下「2次選定基準点」という。）以上の者のうち、最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者、また、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により受託候補者として選定する。

なお、2次選定候補者が1者のみの場合であっても、選定委員会（プレゼンテーション）を開催することとし、評価結果において2次選定基準点以上のときは、当該2次選定候補者を受託候補者とする。ただし、2次選定候補者全員が2次選定基準点未満の場合、又は2次選定候補者がいない場合は該当なしとする。

#### 11. 2次選定結果の通知及び公表

2次選定結果は、2次選定候補者に文書で通知するとともに、本市ウェブサイトにて公表するものとし、電話等による問合せには応じない。なお、公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者（受託候補者）の名称、評価点及び選定理由

(2) (1) 以外の2次選定候補者の評価点（得点順）

※最優秀提案者以外の2次選定候補者の名称は秘匿する。

※対象者が1者の場合は、評価点を公表しない。

#### 12. プロポーザル参加に際しての注意事項

##### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。

ア. 選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ. 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又は参加の意思について相談を行った場合。

ウ. 選定委員会終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。

エ. 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。

オ. 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

カ. 提案見積金額が委託費の上限を超えた場合。

キ. その他選定委員会における選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出は不可とする。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は不可とする。

(5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。なお、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取り消しすることがある。この場合において、参加者は本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(7) その他

ア. プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、設定された期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

イ. 企画提案書等の著作権は、当該企画提案者等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、市は、受注者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

ウ. 参加事業者は本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

エ. 本プロポーザル実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約を締結しないものとする。

オ. 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- カ. 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- キ. 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- ク. 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式10）を速やかに提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。